

第4章 基本目標に向けた「重点的な取組」

- <取組1> 長野県の地域資源を活用した家庭養育の補完の仕組みづくり
- <取組2> 切れ目ない教育費の負担軽減等による子どもの希望を実現できる学びの支援
- <取組3> 早期の課題解決に向けたアウトリーチ型支援による要支援家庭の孤立化の防止

第4章では、第1章で整理された3つの課題に対して、重点的に取り組む事項を記載しました。

＜取組 1＞

長野県の地域資源を活用した家庭養育の補完の仕組みづくり

- ・子どもの居場所づくりの促進
- ・家庭的養護の推進
- ・保護者の自立・就労支援
(ひとり親家庭の就業支援・生活困窮者等の就労支援)

重点的な取組

子どもだけで家で過ごす時間の長い子ども、生活習慣の確立や学習習慣の定着が不十分な子どもに対し、学習支援や食事の提供、相談支援等を地域で行う、一場所多役^{*}の居場所づくりを促進します。

社会的養護の必要な子どもたちについて、里親委託を推進するとともに、施設における小規模ケアや科学体験学習等を支援し、家庭的な養育環境づくりを推進します。

ひとり親の高等職業訓練のための返還免除型の資金を貸し付け、就職に有利な資格取得を支援し、寄り添い型の支援により、就労に課題を抱える保護者の自立・就労支援を推進します。

【子どもの居場所づくりの促進】

- ・居場所づくりの担い手育成、居場所に関心のある関係者の学びの場づくり

青少年サポーターを対象にした研修等により居場所を担う地域のボランティアの担い手育成を進めるとともに、居場所に関心のある関係者の学びの場づくり、担い手のネットワーク化を図ります。

- ・“一場所多役”の自立的・持続的な居場所普及の観点からのモデル事業の実践

食材を活用した貧困家庭等の子どもに定期的に食事提供を行う仕組みの構築と、学習支援等を組み合わせた居場所づくりモデル事業を実施します。

「学び」に着目した居場所づくり、「子どもの相談体制」に着目した居場所等、地域特性に応じた多様なモデルづくりに取り組みます。

- ・県内各地での“一場所多役”の居場所立ち上げ支援

長野県将来世代応援県民会議（仮称）などで市町村等とともに検討を行い、居場所の担い手に対する支援を行います。

【家庭的養護の推進】

- ・「児童相談所広域支援センター」の新規設置

中央児童相談所に、県内5か所の児童相談所の専門的・困難な業務を分担・支援する「広域支援センター」を新たに設置し、養育に悩みを抱える里親への訪問・相談による支援を強化します。

- ・「里親委託推進事業」の拡充

登録希望者に加え市町村など関係者に向けて「里親推進フォーラム」を実施し、里親制度の理解の促進と登録増加を図ります。

- ・「家庭的養護推進研修」の新規実施

新たに、児童養護施設の家庭的養護におけるケアの質向上や専門的ケアの充実を促進する

ため、家庭的養護推進研修を実施します。

・「児童養護施設入所児童“未来”支援」の新規実施

新たに、児童養護施設が実施する科学体験学習等を支援します。
 （「長野県こどもの未来支援基金」活用事業）

【保護者の自立・就労支援等】

・「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」（返還免除型）の創設

就職に有利な資格取得のための養成校修業に際し、従前の高等職業訓練促進給付金に加えて、新たに返還免除型貸付金を創設し、ひとり親家庭の自立を促進します。

・生活困窮者等の支援

生活困窮者等のための自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援等を行う寄り添い型の信州パーソナル・サポート事業（生活就労支援センター等による支援）の実施か所、支援員を拡充し、保護者の自立・就労を促進します。

・経済的支援の拡充

児童扶養手当の第2子以降の加算額を増額することにより、経済的に支援します。

・ひとり親家庭の雇用促進のための減税

新たに母子家庭の母又は父子家庭の父を雇用した個人又は法人に対し、雇用する事業年度に係る事業税の減税を実施し、雇用の促進を図ります。

長野県の地域資源・自然資源を活かした「子どもの居場所」
 ～みんなで支える、安心して過ごせる、一場所多役～

（スタッフ）

- ・日常的に携わる者（マネージャー）
- ・地域の支援スタッフ（学生・教員
OB・青少年サポーター）
- ・まちの保健室等の専門職

（実施場所）

児童館、公民館等

- ・空き家、空き店舗、既存店舗内のスペースの活用
- ・高齢者向け施設等との連携
- ・森、里山、農地などの自然環境を活かした取組

（活動例）

- ・遊び、調理実習等諸活動
- ・学習支援
- ・食事の提供
- ・相談や話し相手

担い手の育成

取組・担い手の拡大・ネットワーク化
 （高齢者、企業、青少年等）

食材確保にフードバンクや
 農家との連携

* 一場所多役の居場所とは

自立的、持続可能な居場所とするため、大学生や高齢者等が子どもと触れ合うことで、学び、生きがいつくりにつながるような支援側にとっても意義のある活動体制、または、店舗等との併設により既存の機能の強化となるものなど、複数の機能、役割を持つことで相乗効果をもたらすような居場所。

＜取組２＞

切れ目ない教育費の負担軽減等による子どもの希望を実現できる学びの支援

- ・給付型奨学金等の充実
- ・資格取得のための返還免除型貸付金の拡充

重点的な取組

負担感の強い高校や大学等の教育費の軽減を図るため、給付型奨学金や資格取得のための返還免除型貸付金の取組を充実し、高校・大学等への進学を希望しながら、経済的な理由で進学が困難な状況にある子どもが、安心して高校・大学等へ進学できるよう支援します。

【学校の授業料等に対する負担軽減策】

○授業料の軽減

・私立専門学校授業料軽減

私立専門学校の授業料軽減補助の対象校を拡大するとともに、修学支援アドバイザーによる修学相談等を充実します。

・高等学校等授業料軽減

高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要のある者に対して高等学校等の授業料に充てるための就学支援金を交付します。

○入学金、授業料、教材費等経費負担の軽減

・給付型の大学等修学奨学金

民間企業からの寄付金等を基にした奨学金制度により、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもの大学、短大等への進学を支援します。また、経済的困難を抱えながら、県内大学に進学した学生に対し、在学中の修学資金を支給します。

・高等学校奨学のための給付金

市町村民税所得割非課税世帯の高校生等の保護者に授業料以外の教育費(教材費、修学旅行費、部活動費など)を支給する「奨学のための給付金」について支援額を増額し充実を図ります。

【学校等における多様な未来を切り拓く教育の実施】

・未来を拓く学力向上

社会変化の激しい時代のなかで必要となる基礎的・基本的な知識・技能やそれを活用する力、コミュニケーション力等、子どもが自ら未来を切り拓いていく21世紀型の学力を伸ばす取組を行います。

・キャリア教育支援

児童生徒の職業観や社会性を育成するため、地域社会、産業界と連携し、職業体験、就業体験を推進します。

【自らの学びへの支援】

・ 困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場の応援

不登校やひきこもり等の困難を有する子ども・若者の学びや社会的自立を支援している団体に対して助成をし、自立支援を応援します。

・ 児童養護施設退所者支援

新たに、児童養護施設退所者等に対し、資格取得費や家賃相当額や生活費を返還免除型で貸し付けを行い、自立を支援します。

・ 保育士資格取得者支援

介護福祉士養成施設や看護師養成施設で資格取得を目指す者への返還免除型貸付金に加え、新たに、保育士養成施設で資格取得を目指す者に対し、学費、生活費、入学準備金、就職準備金を返還免除型で貸付けを行い、修学を支援します。

子どもの年代区分別教育費軽減の取組み

区 分	現 状	28 年度からの取組
大学等	<p>< 給付型奨学金等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学進学のための入学金等一時費用奨学金 [県内大学奨学金給付事業] ・児童養護施設退所者等の大学等修学費用奨学金 [飛び立て若者！奨学金] ・私立専門学校が授業料を一部減免した場合の補助[私立専門学校生に対する経済的支援] <p>< 返還免除型貸付金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成施設の学費相当費、生活費等の貸付[介護福祉士等修学資金貸付] ・看護師養成施設の学費相当費等の貸付[看護職員修学資金貸与] <p>< 貸付金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯等に必要な資金を貸付[母子父子寡婦福祉資金] 	<p><u>給付型奨学金等充実</u></p> <p>< 給付型奨学金等 ></p> <p>(新)県内大学修学費用奨学金[県内大学修学のための奨学金]</p> <p>(拡)私立専門学校が授業料を一部減免した場合の補助について対象校を拡大して実施[私立専門学校生に対する経済的支援]</p> <p>< 返還免除型貸付金 ></p> <p>(新)児童養護施設退所者等の家賃相当費、生活費、資格取得費の貸付[児童養護施設退所者等自立支援資金貸付]</p> <p>(新)保育士養成施設の学費相当、生活費等の貸付[保育士修学資金貸付]</p>
高等学校	<p>< 授業料 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料に充てるための支援金を交付[高等学校等就学支援金交付金(公立・私立)] ・私立校が授業料を減免した場合に補助[私立高等学校授業料等軽減事業補助金] ・中退後に再び高等学校等で学び直すための授業料に充てるための支援金を交付・助成[高校生の学び直し支援(公立・私立)] <p>< その他教育費 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材費、通学用品費等を給付[高等学校等奨学のための給付金(公立・私立)] ・修学奨励のために奨学金を貸与[高等学校等奨学資金貸付金(公立・私立)] ・遠距離通学費を貸与[高等学校等遠距離通学費貸与金(公立・私立)] ・働きながら学ぶ生徒を支援するため修学奨励金を貸与(卒業時に返還免除)[高等学校定時制・通信制課程修学奨励金(公立・私立)] <p>等</p>	<p><u>奨学給付金充実</u></p> <p>(拡)教材費、通学用品費等を非課税世帯の給付単価を増額して給付[高等学校等奨学のための給付金(公立・私立)]</p>
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を援助[就学援助制度] [特別支援学校就学奨励費] 	<p><u>就学援助充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な家庭が就学援助を受けられるよう、広報等の促進
保育所・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じた保育料設定 ・兄弟同時入所の場合、第2子の保育料を半額、第3子の保育料を全額減免 ・兄弟同時入所要件なしに第3子以降の保育料を軽減する市町村を支援 ・ひとり親世帯等の非課税世帯は保育料を全額減免、低所得世帯は1,000円軽減 	<p><u>保育料軽減充実</u></p> <p>(拡)低所得世帯は兄弟の同時入所要件なしに第2子の保育料を半額、第3子の保育料を全額減免</p> <p>(拡)ひとり親世帯等の非課税世帯は保育料を全額減免、低所得世帯は第1子半額、第2子以降全額減免</p>

＜取組 3＞

早期の課題解決に向けたアウトリーチ型支援による要支援家庭の孤立化の防止

家庭への支援機能の強化

- ・信州母子保健推進センターの機能強化
- ・スクールソーシャルワーカーの拡充
- ・児童相談所の体制強化

重点的な取組

アンケートにおいても、相談する場所がわからないといった声が寄せられており、要支援家庭の孤立化を防止するため、市町村の保健師や、民生児童委員、スクールソーシャルワーカーが要支援家庭の課題を早期に発見し、寄り添い、アウトリーチ（＝訪問による積極的な働きかけ）により支援につなげる体制を強化し、市町村の要保護児童対策地域協議会へつなげます。

【家庭への支援機能の強化】

・信州母子保健推進センターの機能強化

全市町村の保健センターや子育て世代包括支援センターが、同水準で妊娠から子育てまでを一貫して支援し、要支援家庭の課題を早期発見できるような体制を作るため、産後ケアアドバイザーの派遣や情報共通ツールの普及啓発などに新たに取り組み、「信州母子保健推進センター」の機能を強化します。

・スクールソーシャルワーカーの拡充

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、地域や専門機関と連携して、困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて総合的な支援を行います。

・児童相談所広域支援センターの新規設置

中央児童相談所に、県内5か所の児童相談所の専門的・困難な業務を分担・支援する「広域支援センター」を新たに設置し、日常の虐待相談対応に集中できる体制を確保することで「子どもの権利を守る最後の砦」としての機能強化を図ります。

・要保護児童対策地域協議会への支援

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会が要支援家庭等を早期に把握し、必要な支援につなぐことができるよう、関係機関が持つ役割・機能を横断的に結集し、連携強化に向けた総合的な支援を行います。

○子どもと家庭への切れ目ない支援

